≪令和８年度≫
民間住宅リフォーム支援・市内商業活性化事業
募集要項【住宅リフォーム】

住宅長寿命化・CO_2削減・ユニバーサルデザイン・耐震性リフォーム

安心・安全のまちづくり、地域商工業の活性化



【申込受付場所・時間】

受付期間	令和８年４月１日(水)～１１月３０日(月)(土日、祝日を除く)
受付時間	午前９時～１２時　午後１時～４時
受付場所	善通寺市役所３階　くらし支援課

※ 申請書等は、以下のように検索していただくと、善通寺市HPからダウンロードできます。なお、申込みは委任状があれば代理人でも可能です。

善通寺市　リフォーム補助　検索

（目　　的）善通寺市では、地域経済の活性化や、安心・安全で人にやさしい住宅環境をつくるため、市内に本社・本店がある施工業者を利用して住宅のリフォームを行う市民の方に、善通寺市商品券を交付します。
令和８年度より紙の商品券またはゼンツウジペイによるデジタル商品券のどちらかを選択できます。
※交付する商品券をリフォーム費用に充てることは出来ませんのでご注意下さい。

（補助制度概要）

補助対象リフォーム工事費（３０万円以上の工事）の２０％に相当する額で、
最大（上限）２０万円分の商品券が交付されます。※１，０００円未満切り捨て
なお、同一対象者・同一対象住宅への助成は１回限りとなります。
（計算例　工事費　30 万円の場合 ⇒　30 万円×20%＝ 6万円の商品券
工事費 100 万円の場合 ⇒ 100 万円×20%＝20 万円の商品券

１．対象者
（１）市内に居住し、住民登録をしている方
（２）本市の市税に滞納がない方
（３）暴力団員もしくはその関係者でないこと
（４）過去に住宅修繕等事業による商品券の交付を受けた者でないこと

２．対象住宅の要件
（１）対象者が住み、持ち家であること。（所有者と親族等の関係にある場合は可）
（２）対象者の占有部分（マンション等集合住宅）
（３）対象者の居住部分（店舗等の併用住宅）
（４）本市の固定資産課税台帳に記載されている住宅

３．対象工事
（１）対象工事の**施工業者が**、市税に滞納がなく、**市内に本社、本店を有する業者**。（個人事業者は住民票を有すること。）また、暴力団と関係がないこと。
（２）**対象工事の経費（消費税含）が 30 万円以上の工事**
（３）**市長が補助交付決定後に着手するもの**
（４）**令和 9 年 2 月 26 日（金）までに、市に所定の完了報告書が提出できる工事**

４．交付対象となる工事・対象とならない工事　　※別表の**【交付対象リフォーム工事例　一覧】参照**

５．注意点
①予算が上限に達した場合、受付をお断りすることがありますので、申請前にご確認ください。
②書類審査や関係部署への照会がありますので、**申請書の提出から交付決定する（工事を開始できる）まで、２週間程度かかる場合があります**工事の開始には余裕をもって申請書類を提出するようにして下さい。また、**交付決定通知が届いてから施工業者に連絡のうえ、工事に取り掛かって下さい。**
③市が交付決定する前に工事を着工した場合は交付決定を取り消しますので、**必ず交付決定後に着手して下さい。**交付決定前の請負契約の締結も事前着手となりますので、注意して下さい。
④他の公的補助金（国庫補助金）等の支給を受ける場合でも、併せて本事業の申請を行う事が可能です。ただし、**総工事費から他の補助金額を控除した額に対しての計算となります。**
【計算例】総工事費：１２０万円（税込み）　他の補助金：３０万円の場合、
１２０万円－３０万円＝９０万円　　９０万円×２０％＝１８万円分の商品券
となりますので、**他の補助金の支給額が分かる書類を併せて提出してください。**

【交付対象リフォーム工事例　一覧】

基本事項⇒住宅のリフォームを伴わない設備機器、家電、備品等の購入設置・買い替えは交付対象外

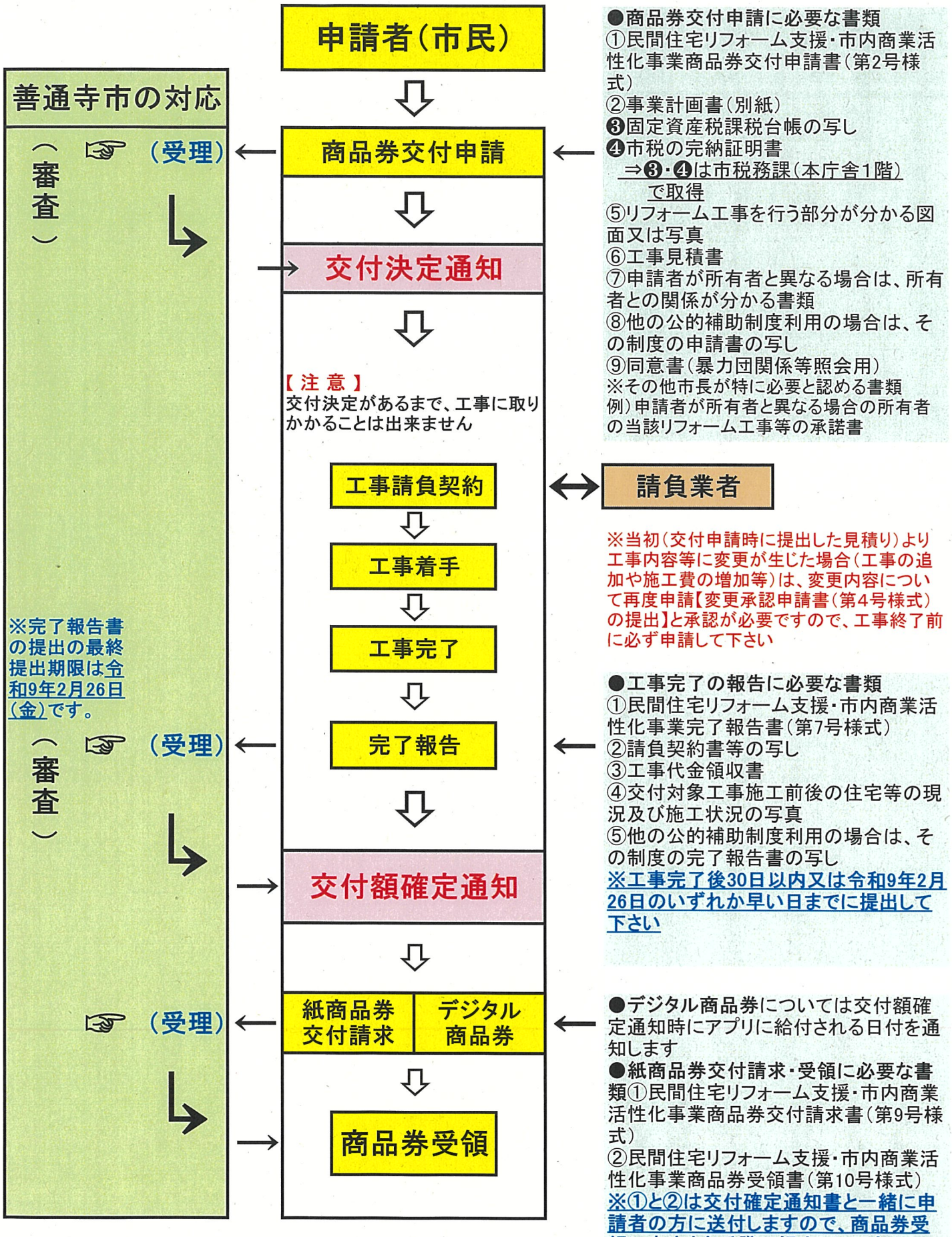
	No.	リフォームの内容	備　考
交付対象	1	既存住宅の増築、一部改築、減築工事	建築確認が必要なものは、建築確認済証の写しが必要。
	2	浴室、キッチン、洗面所、トイレのリフォーム	
	3	給排水衛生設備工事	増築、改築、減築工事、その他のリフォームに伴う撤去・移設・修理・取替・新設は対象。（宅外配管・配線工事も含む。）
	4	給湯設備工事	
	5	換気設備工事	
	6	電気設備工事	
	7	ガス設備工事	
	8	オール電化住宅工事	200Ｖの電気工事を伴う場合は対象。
	9	自然触媒ヒートポンプ給湯器、高効率ガス給湯器	設備工事を伴う場合のみ対象。
	10	屋根の葺替え、塗装、防水工事	屋根廻りの修理なども含む。
	11	外壁の張替えや塗装工事	軒天井、破風板、鼻隠しを含む。
	12	部屋の間仕切りの変更工事	
	13	床材、内壁材、天井材の張替えや塗装等の内装工事	床はフローリング、カーペット等。床暖房（ガスや電気式）工事も対象。内装工事と併せて行う室内カーテン、ブラインドの取替えや新設は対象。
	14	床、壁、窓、天井、屋根の断熱改修工事	
	15	襖紙、障子紙の張替えや畳の取替え（表替え、裏返しも含む）	
	16	雨樋等の取替えや修理	
	17	建具、開口部の取替えや新設工事	雨戸も対象。建具・開口部工事に伴う窓ガラス、網戸、防犯フィルムの取替えや新設も対象。（破損したガラスの取替え等の場合は対象外）
	18	造付け収納家具工事（造作大工工事が伴うもの）	

※　上記の内、他の公的助成（補助金、融資等）を受けるものは、その助成対象外の部分のみ対象
（補助金や融資の額がわかる書類を提出してください）

一部交付対象	19	バリアフリー改修工事 （手摺りの設置、段差解消、廊下幅の拡張）	介護保険居宅介護（予防介護）住宅改修費支給事業、善通寺市障害者等日常生活用具給付事業の助成基準額を控除した額を対象。
	20	耐震改修工事（屋根の軽量化、壁補強、基礎補強等）	善通寺市民間住宅耐震対策支援事業の助成基準額を控除した額を対象。
	21	住宅の解体工事	解体工事のみは対象外。増築、一部改築、減築、その他リフォームに伴う部分の解体工事であれば対象。

交付対象外	22	車庫、物置、倉庫等の附属家の工事	カーポートは対象外
	23	店舗、工場、事務所等のリフォーム	住宅でないため対象外
	24	門扉、ブロック塀、エントランス舗装等の外構工事	
	25	植樹、剪定等の植栽工事	
	26	下水道への切替工事	住宅内の改修工事を行う場合は対象。
	27	合併処理浄化槽工事	住宅内の改修工事を行う場合は対象。
	28	雨水浸透ますの設置工事	
	29	太陽熱発電、太陽熱利用設備の設置工事	太陽光発電システムの設置工事は、善通寺市住宅用太陽光発電システム設置費補助金の対象となります。
	30	雨水タンク設備の設置工事	
	31	防犯ライト・カメラの設置工事	
	32	カーテン、ブラインド等の取替えや新設工事	部屋の改修工事と併せて設置する場合は対象。
	33	電話、インターネット、テレビアンテナ（地上デジタル）の設置・配線工事	
	34	エアコン、照明器具等電気電化製品、ガス、石油暖房器具等家具の購入・設置	エアコン、照明器具は、部屋の改修工事と併せて設置する場合は対象。
	35	消火器等消防用品の各種防災用品の購入・設置	住宅用火災警報器は、部屋の改修工事と併せて設置する場合は対象。ガス漏れ警報器も対象外
	36	シロアリ駆除、その他の防虫や消毒等の薬剤散布・塗布	シロアリ駆除は、改修工事と併せて行う場合は対象。
	37	ハウスクリーニング、排水管清掃等	
	38	公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事	

民間住宅リフォーム支援・市内商業活性化事業申請の流れ



商品券交付の条件に違反があった場合、対象工事を市の承諾なく変更、中止した場合、提出書類に、虚偽、不正の行為があった場合等には、商品券の交付決定を取り消す場合があります。